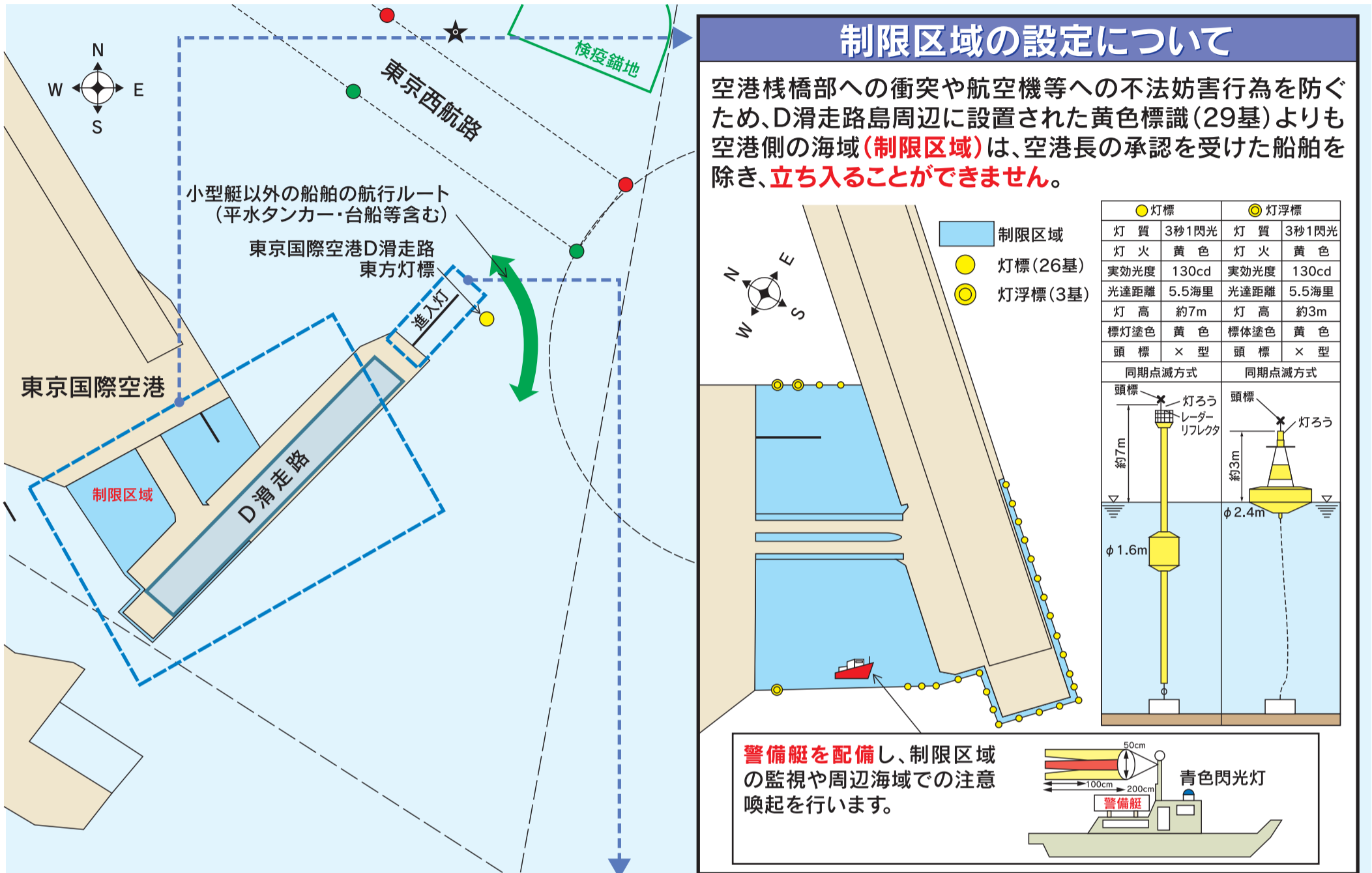


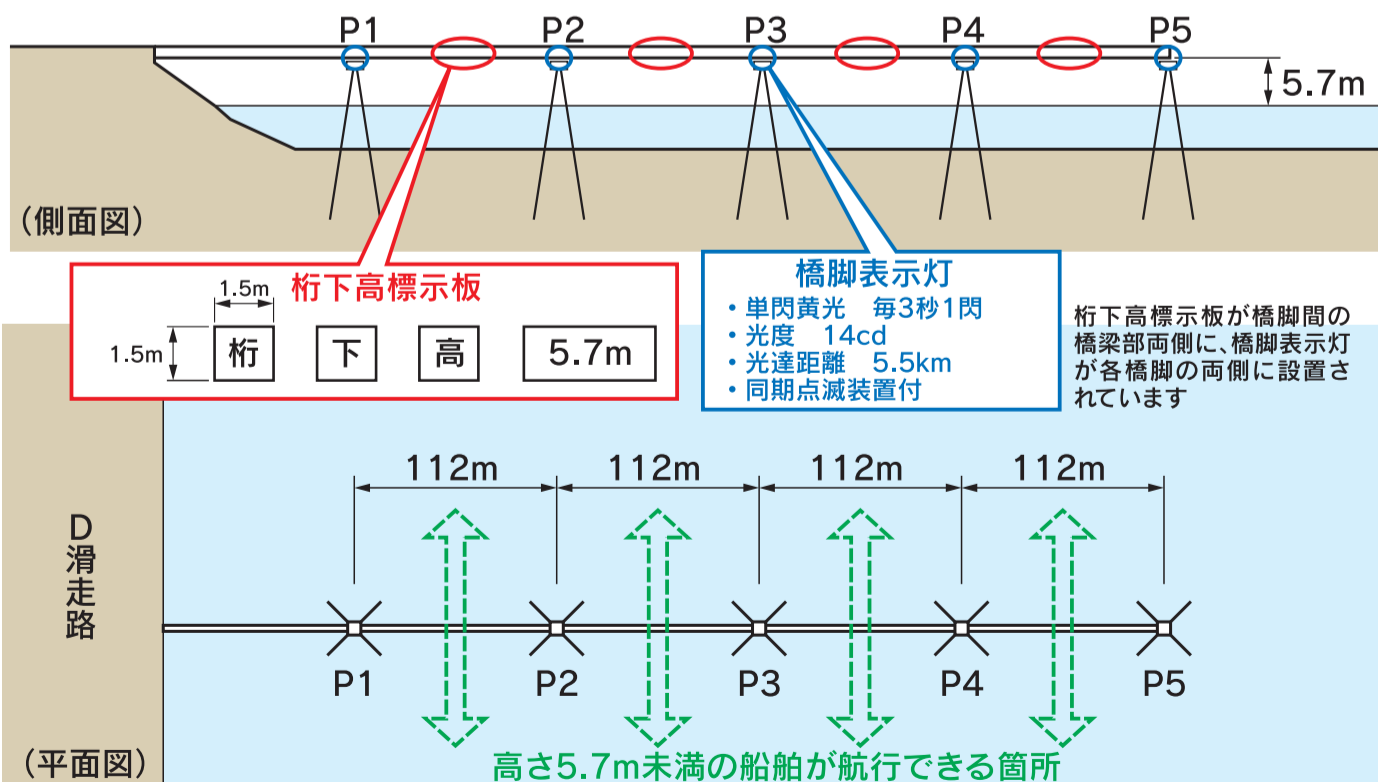
D滑走路周辺海域の航行制限について(再周知) H23.10

東京国際空港D滑走路の供用に伴い、船舶の航行が一部の海域で制限されていますので、ご協力をお願いします。



進入灯橋梁下の高さ制限について

D滑走路進入灯橋梁の桁下高は、5.7mです。
水面上の高さが5.7m以上の船舶および漁船やプレジャーボート等小型艇以外の船舶(平水タンカー、台船等)は、D滑走路進入灯橋梁下を航行せず、東京国際空港D滑走路東方灯標の北東側を航行してください。



お問い合わせ先

国土交通省 東京航空局

○D滑走路周辺海域の航行制限について (総務部 航空保安対策課)

○進入灯橋梁下の高さ制限について

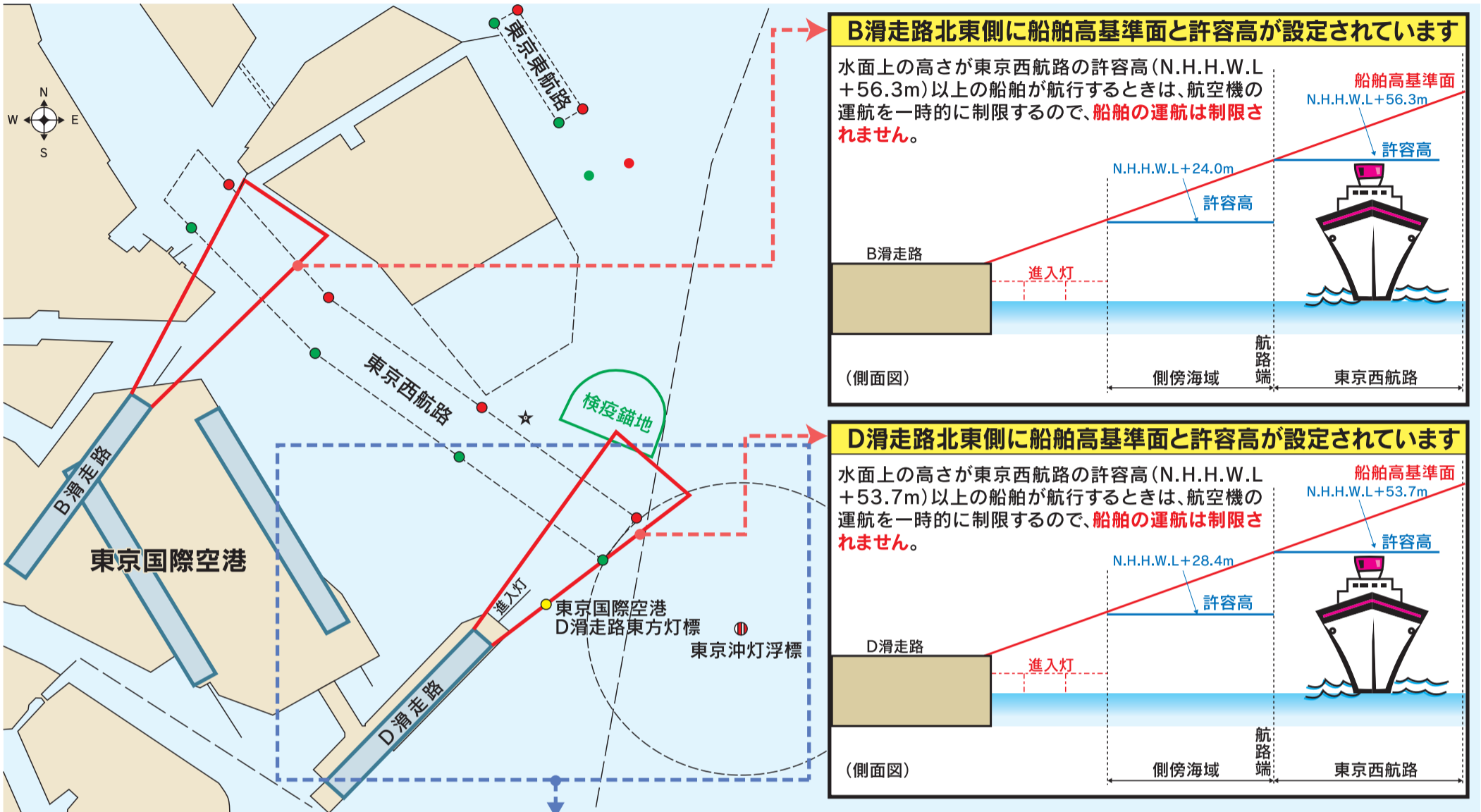
(空港部 管理課 保安部 技術保安企画調整課)

電話:03-5275-9292

http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/

東京国際空港周辺の航行方法について(再周知) H23.10

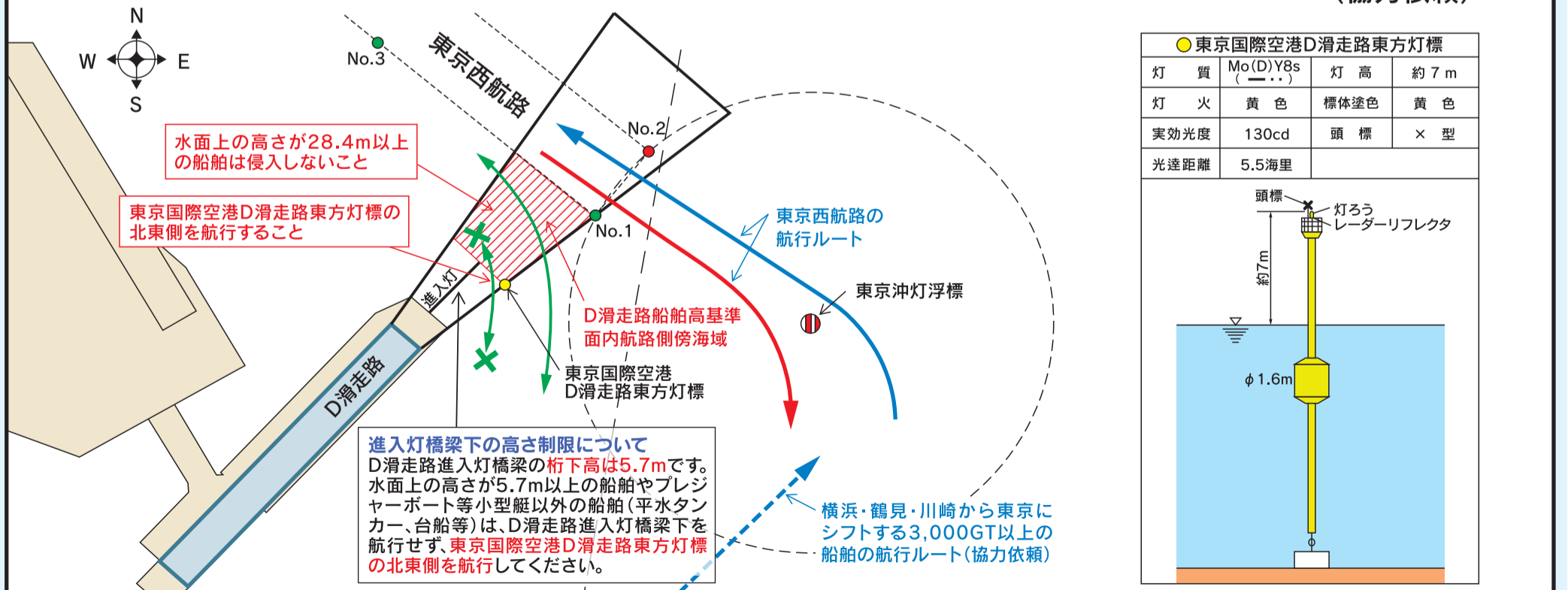
東京国際空港D滑走路の供用に伴い、東京国際空港周辺における船舶と航空機双方の安全を確保するため、**平成22年10月1日**より、船舶の高さに応じた航行方法が定められています。



D滑走路北東側の高さに応じた航行方法について

船舶高基準面への抵触を防ぐため、

- ① 水面上の高さが28.4m以上の船舶は、**D滑走路船舶高基準面内航路側傍海域**に侵入しないでください。
- ② 水面上の高さが28.4m未満の船舶は、D滑走路進入灯端から東京西航路の間を航行するときは、**東京国際空港D滑走路東方灯標の北東側を航行**してください。
- ③ 横浜・鶴見・川崎から**東京へシフトする3,000GT以上の船舶は、東京沖灯浮標を左舷にみて航行**してください。
(協力依頼)



お問い合わせ先

国土交通省 東京航空局 空港部 管理課 保安部 技術保安企画調整課
 電話:03-5275-9292 <http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/>
 第三管区海上保安本部 交通部 安全課
 電話:045-211-1118